

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「 プラザ管理室 長	理事又は副理事	参事又は副参事		を
------------------	---------	---------	--	---

「 プラザ管理室 長	理事又は副理事	参事又は副参事	主席主査又は主 査	に
------------------	---------	---------	--------------	---

改める。

第8条第15号および第16号中「および支出負担行為書」を削る。

第10条都市整備部長専決事項の項に次の1号を加える。

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に
基づく管理不全空家等および特定空家等に係る認定、助言および指導
に関すること。

第10条の2 所長共通専決事項（保健所長を除く。）の項第4号を削る。

第11条人事課長専決事項の項第8号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条生活総務課長専決事項の項に次の1号を加える。

(3) 改葬許可に関すること。

第11条市民課長専決事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。
別表第2の1中「および支出負担行為書」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 執行伺の金額を増額する場合の専決区分は、当該増額後の金額による。

別表第2の4を次のように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する専決区分

専決事項		決裁権者		
		副市長	部長	課長
(1) 支出負担行為書	ア 執行伺の決裁権者が部長以上であるもの		○	
	イ 執行伺の決裁権者が課長であるもの			○
(2) 支出命令書（議員報酬および手当、委員報酬、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ならびに別に指定する公共料金に係るものを除く。）				○

備考

- 1 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為書の決裁権者は、課長とする。
- 2 前年度から繰り越された歳出予算のうち、前年度において支出負担行為済みのものに係る支出負担行為書の決裁権者は、課長とする。
- 3 債権者を集合して支出負担行為の手続をする場合の支出負担行為書の専決区分は、債権者を集合した支出負担行為書の金額を執行伺

の金額とした場合の執行伺の専決区分による。

- 4 科目を併合して支出負担行為の手續をする場合の支出負担行為書の専決区分は、科目を併合した支出負担行為書の金額を執行伺の金額とした場合の執行伺の専決区分による。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。